

組 織 運 営 規 程

第 1 章 総 則

(総 則)

第 1 条 一般社団法人宮城県臨床検査技師会（以下「会」という）の組織及び運営は、定款及び細則によるほか、この規程のさだめるところによる。

第 2 章 役 員

(理事の定数)

第 2 条 会長及び副会長を含む理事の定数は次のとおりとする。

理 事 14～18 名（会長・副会長 2 名を含む）

(役員を選任)

第 3 条 この会の役員を選任については、別に定める役員選任規程による。

(事務局長)

第 4 条 事務局長は、会長・副会長を補佐し、会の運営及び総務を統括する。

第 3 章 理事会及び委員会、顧問

(理 事 会)

第 5 条 この会に、執行機関として、理事会を置く。

2 理事会は、担当する理事をもって当てる。

(委 員 会)

第 6 条 この会の組織運営のため、別表 1 の委員会を置く。

2 委員会は前項のほか、会長が必要と認めた場合、理事会の議決により設けることができる。

3 委員の委嘱は理事会の承認を得て会長が行う。

(顧 問)

第 7 条 この会の円滑な組織運営と強化のため、顧問を置くことができる。

第 4 章 部局及び運営

(部 局)

第 8 条 この会に次の部局を置き、部局にそれぞれ当該に定める部門を置く。

総務（庶務・組織・会計・公益事業）・学術（学会・精度管理・研究班・広報）

渉外（渉外・法規）

(総 務)

第 9 条 総務においては、次の事務を行う。

一 定款・細則及び規程に関すること。

二 会務の報告に関すること。

- 三 文書の收受発送に関する事。
- 四 会議及び議事録に関する事。
- 五 会員の名簿に関する事。
- 六 組織強化に関する事。
- 七 その他組織調査に関する事。
- 八 前各号にあげるもののほか、他に属さないもの。

(会 計)

第10条 会計においては、次の事務を行う。

- 一 会計簿の作成及び保持に関する事。
- 二 現金の保管出納に関する事。
- 三 財産の確立に関する事。
- 四 年度収支予算の編集に関する事。
- 五 収支予算書の作成に関する事。
- 六 物品に関する事。
- 七 その他会計に関する事。

(公益事業)

第11条 公益事業においては、次の事務を行う。

- 一 公益事業に関する事。
- 二 その他公益事業に関する事。

(学 術)

第12条 学術においては、次の事務を行う。

- 一 学会開催及び運営に関する事。
- 二 その他学会に関する事。
- 三 研究班に関する事。
- 四 精度管理・調査に関する事。
- 五 講習会及び研修会に関する事。
- 六 その他学術・研究班・精度管理に関する事。

(広 報)

第13条 広報においては、次の事務を行う。

- 一 広報の編集及び発行に関する事。
- 二 編集委員会に関する事。
- 三 その他広報に関する事。

(渉外・法規)

第14条 渉外においては、次の事務を行う。

- 一 啓蒙宣伝に関すること。
- 二 検査技師法等に関すること。
- 三 その他渉外・法規に関すること。

(補 則)

第15条 この規程は、理事会の議を経なければ変更することは出来ない。

(付 則)

第16条 この規程は、昭和63年10月27日制定

平成元年4月1日から施行する。

平成2年6月16日字句一部修正。

平成17年7月9日字句一部修正

平成18年9月29日改定

平成26年2月12日改定

平成30年10月19日改定

別表1 委員会

役員推薦委員会	主管 総務
表彰委員会	主管 総務
精度管理委員会	主管 学術
編集委員会	主管 学術

別表2 理事選出区分

県北 2名以上

県南 1名以上

他は 仙台地区とする。